# 地方自立の時代

## **水村元彦** 衆議院議員保岡興治秘書

text by Mizumura Motohiko

### 三位一体の改革を 真剣に反対する地域はつぶれる

鹿児島県のある市で講演を頼まれたことがあり、与えられたテーマは、「これからの地方戦略」であった。

私はその講演の中で、「三位一体の改革を戦略として反対するのであれば理解できるが、真剣に反対しているのであればその地域はつぶれる」と述べた。なぜなら、三位一体の改革は時代の流れであって、その時代の流れに逆らって地域の発展はないと考えたからである。当時は、小泉内閣が三位一体の改革を進めようとしている時で、これに対して地方では、地方切り捨ての政策として批判が強かったのである。

### 三位一体の改革の正当性

三位一体の改革とは、国庫補助負担金の縮減、 税源の移譲、交付税制度の見直し、この三つを一 体として改革することである。

これに反対する地方自治体は、「たとえ税源が 移譲されても、補助金の削減により実質的に国か らのお金が少なくなる」とし、地方切り捨ての政策 と称して反対したのである。

しかし、三位一体の改革は、そもそも「地方にできることは地方に」との方針の下、地方の自主性を確立していこうとの考え方に基づく。国庫補助負担金は、国の認める事業に国がお金を出す制度であるが、国の関与が大きくなって画一的となり、地方の特色がなくなるので削減する。その一方で、自主的な判断で事業ができるように税源を国から地方に移し、財源を確保させる。そのような中で生ずる地域間格差を埋め合わせるために交付税の制度を見直す、というのが三位一体の改革

の骨子である。

ところで、明治4年に廃藩置県が行われた。これにより日本は強力な中央集権国家を築き、近代化の道に入るのである。戦後も民主主義の制度を取り入れるも、実質的には中央集権的な政治を行い、戦後復興、高度経済成長を成し遂げた。しかし、バブル経済が崩壊すると、日本は社会構造や政治構造の根本改革に迫られることになる。日本のあり方、社会のあり方を根本から考え直す時代が訪れたのである。三位一体の改革も、こうした時代の要請の発現とも言えるのではなかろうか。

日本国憲法第92条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」と規定する。ここでいう「地方自治の本旨」とは、地方のことはその地域住民が自ら決め、国から干渉を受けないということである。今までの中央集権的な政治は、憲法の地方自治の理想を骨抜きにしてきたとも言える。三位一体の改革は、まさに憲法が予定する本来の地方自治の在り方を実現するものと言えるのである。

余談であるが、三位一体の改革が掲げられる 以前、地方において「地方分権」や「地方主権」の 主張が多く聞こえた。「国の関与が強すぎる。もっ と地方の自主的判断ができるようにして欲しい」 との主張だったと思う。しかし、三位一体の改革 の方向性が示されると、今度は「地方切り捨て」と の声が大きくなった。何か矛盾するようにも思え る。うがった見方をすれば、かつての『地方分権』 の議論は、「ひも付きでないお金をもっとくれ」とい う主張だったのかもしれない。

### 三位一体の改革は止まらない

ところで、三位一体の改革を「地方切り捨て」

と称して反対している人たちは、次の点を見過ご しているのではないだろうか。

バブル経済崩壊後、わが国の財政は危機的状 況に陥った。財政赤字の大きな要因に、地方にば らまかれるお金と社会保障制度がある。当然、抜 本的な財政再建を目指せば、この二つの改革に 手を付けざるを得ないのである。すなわち、三位一 体の改革を掲げようと否とにかかわらず、地方へ のお金の分配は削減の方向にしか進まないのが 時代の流れである。単に国庫補助負担金をじわ じわと減らされるのではなく、税源を確保し、地方 交付税制度の見直しと相まって、地方の自主的な 運営を確保していく方が得策ではなかろうか。

三位一体の改革は、憲法が保障する地方自治 の本旨を実質的に推し進めるものとして論理的に 正しい方向性を示すものである。かつ、この改革 が危機的な国家の財政赤字を引き金に進められ たのであり、事実上、これを止めることはできない と思われる。

三位一体の改革が時代の流れであるとすれば、 その新しい時代の中で地方はどのようにして発展 していくかを考えるのが正しい姿勢ではないだろ うか。冒頭に述べた、「三位一体の改革を戦略と して反対するのであれば理解できるが、真剣に反 対しているのであればその地域はつぶれる。とは このような意味である。

地方のあり方については、新しい時代に入った のである。過去の枠組みを前提とし、その延長線 上で将来を考えている地方に将来は無いのであ る。新しい時代にあって、新しい枠組みを前提に して、それぞれの地方がいかに発展していくかを 考えていくべきなのである。

### 地方の個性が重要な時代

地方の自主性が実現される過程において、一 時的に東京などの大都市が有利になる状況が生 まれるであろう。なぜなら、長い間続いた中央集権 的な政治が、画一的で個性のない地方をつくって きたのであるから、同質のもの同士の間で経済力 のある大都市が有利になるのは当然である。

これからは地方の個性の時代である。他には無 く、その地方だけにしかない個性があり、その個 性が社会のニーズに合っていれば、そこに付加価 値が生まれる。付加価値のある地方には、人が集 まり、お金が集まり、あるいは人が豊かさを感じる のではないか。

例えば、音楽のまち、ウィーンを思い起こして欲 しい。音楽ということで人の交流が生まれ、そして 情報の交流が生まれる。ひいては物流が生まれ経 済的な豊かさにもつながるのである。商業都市の ように物流が人の交流を生み、情報の交流を生む という姿だけがまちのあり方ではない。

さらに言えば、経済性だけが地方における付加 価値ではない。自然や人とのふれあいに価値を置 く人々も多くなってきている。そこに豊かさを感じ ることもあるのである。

国の指導により全国画一化された社会は、終焉 を迎えつつある。それぞれの地方が、自主的な判 断と責任において、個性のあるまちをつくることが 肝要である。まさに、地方が自立する時代が訪れ たのだ。また、自立しなければ地方は成り立たな い時代が訪れたのだ。(了)

地方交付税制度:地方公共団体間の財源の不均衡を調整するために、地方公共 団体の財源を保障する制度。地方交付税の使途は、それぞれの地方公共団体が 自由に決定することができる。



1960年東京都生まれ。1983年学習 院大学法学部卒業。同年4月衆議 院議員秘書に就任、現在に至る。